

分析検査報告書

分析依頼者： 明治乳業支援共斗会議
住所： 千葉県市川市鬼高2-6-2

報告書番号： 700001

報告書日付： 2003年7月8日

検体内容

Genetic ID Code: J030704hE202 検体重量： 120g

依頼者検体記号 2

検体明細： 明治プロビオヨーグルト LG21 03.07.10 LF KZ

検査内容

分析検査種類：

Lactobacillus属グループ2 (L. gasseri, L. acidophilus, L. amylovorus, L. crispatus, L. helveticus, L. jensenii等が属する)遺伝子配列検出プライマーによる定性検査。1検体独立並列反応によるPCR検査。別途追加にてL.gasseri遺伝子配列の検定を実施。別途報告) h205-208検体由来DNAを共通対照DNAとして全検体の対比に使用。

分析結果

検査項目	検査結果	単位
Lactobacillus属G2	検出 (弱)	
	阻害なし	

検査所見・特記事項：

当該検体より、Lactobacillus属Group2遺伝子が検出された。しかし、当該検体の検出反応は、hE205-208検体より明らかに弱く、1/100以下であった。当該検体には、Lactobacillus属Group2に属する菌 (L. gasseri, L. acidophilus, L. amylovorus, L. crispatus, L. helveticus, L. jensenii等が属する) が含有されているが、含有量は、hE205-208 と比較した場合、1/100以下と大幅に少ないと推定される。尚、追加検査でL.gasseri遺伝子配列の検査中である。

照会担当者

検査受託者：

神奈川県

2004年 5月13日

各位 様

元コープいしかわ常務理事

土田 久行

元コープいしかわ理事

榎本 光代

元コープいしかわ理事

石橋 文子

明治乳業の不正隠しを正し「食の安全・信頼」を守る運動への協力要請

消費者・女性運動など諸課題を掲げ、ご奮闘されている各位に心から敬意を表します。

さて、ご承知の通り「食の安全・信頼」を脅かす不祥事が続発しています。一方で、アメリカの食肉輸入問題では、「全頭検査抜き輸入は認めない」と言う世論を背景に、政府も厳しい姿勢で対応せざるを得ない事態となっています。

まさに、生命の根幹を成す食料の安全と安定供給が、根本から問われているのではないのでしょうか。そして、消費者運動や生活協同組合運動、さらに農民運動など「食の安全・安心・信頼」を貫く姿勢での運動こそが、消費者・国民の信頼と期待に応えるものであることが、いよいよ鮮明になっています。

ところで、昨年7月に発覚した「コープ3・6牛乳」の取引契約違反問題で、コープ北陸事業連合はいち早く「お詫び文」を組合員に配布し、品質管理の姿勢を明確にしたのは、承知の通りです。しかし、肝心の契約違反を長期に行っていた明治乳業は責任も謝罪も公にはしていないのです。

この問題では、明治乳業の異常な企業体質や従業員管理（不当労働行為や差別）と闘っている職場労働者と、この闘いを支援する石川県労働組合総連合などが、昨年12月にコープ北陸事業連合と明治乳業北陸事業所に対し、事実の公表を求めて要請を行っていました。

しかし、明治乳業はこの要請に対し、今回始めて、事務所前でピケをはる等、異常な対応に終始したのです。一方、コープ北陸事業連合は、明治乳業本社よりコープ北陸理事会に対し「お詫び」が示され、損害賠償の受け入れや、今後の取り組みにメーカーとして協力する等の回答があったので取引は継続する。また損害賠償については「生協の内部問題なのでコメント出来ない」との表明がありました。

皆さん、私たちは明治乳業のこの対応に強い憤りを感じるものです。雪印乳業の集団食中毒事件や食肉偽装事件など、大手企業の社会的責任とモラルが厳しく問われている状況の下で、長期に行っていた牛乳産地偽装の責任を一切公表せず、企業名も伏せたまま、また職場労働者と県労連の要請を拒否し、当事者間の取引だけで隠蔽するのは、企業のモラルの回復と「食の安全・信頼」を求める消費者・国民を裏切る行為ではないでしょうか。

私たちは、生産者と消費者が「食の安全・信頼」を守る共同の運動を前進させることを願っています。生産者としての明治乳業北陸事業所の責任と乳業界のトップ企業である明治乳業の社会的責任を強く求めるものです。また消費者としても、この問題をうやむやにする事は出来ません。つきましては、下記の取り組みを早期に具体化したいと考えています。

消費者運動や女性運動などで優れた経験と実績を培われてきた、各位のご賛同とお力添えを心からお願いします。

記

5月17日(月) 13時 場所 女性センター ロビー集合

コープいしかわ、コープ北陸事業連合への要請

明治乳業北陸事業所への要請

15時 (予定) 記者会見(県庁記者クラブ)

(具体的な行動、車の手配など行いますので出欠の確認をよろしくをお願いします)

事前の打ち合わせ会 5月17日(月)11時30分～ 場所 女性センター ロビー集合

影響で、今回は知的障害者の競技が中止される残念な結果を招いた。

車いすのハイテク化競争も過熱し、発展途上の選手はメダルが取れないという問題も持ち上がっている。

競技性が高まることは自然の流れだが、メダルだけが目的の大会では困る。IPCは参加資格や補助器具に厳格な基準を定めるなど、公平さの確保に努めるべきだ。

パラリンピック開催を機に、障害者スポーツ環境にも目を向けた。九

八年に障害者スポーツ支援基金ができて各競技団体も基盤を強化しつつあるが、指導者やボランティア不足など課題は多い。

車いすマラソンは別として、大会では見慣れない種目が多い。障害者がスポーツに親しむ姿を見たり、一緒に楽しんだりする機会が、身の回りに少ないことに気付く。

障害者に対する理解を深め、障害者スポーツをより立てる。パラリンピックを、そんな好機としたい。

「雪印」の教訓はどこへ

いまだこのようなことが行われていたとは、許しがたい。

明治乳業種内工場が、大腸菌群が検出された脱脂粉乳を再利用していた。その

汚染脱脂粉乳

大きな衛生感覚には、言葉が失う風

構図は、二〇〇〇年八月に起きた雪

性だった約二十人が、工場内で保管されていた。今年八月になって、そのうち〇・七五を溶かし、生乳を加えて脱脂粉乳に再加工した。

新たに作られた脱脂粉乳は加熱殺菌処理され、大腸菌群は検出されなかった。だが、それでいいということにはならない。

食品衛生法は、病原菌に汚染された材料で食品の製造・加工を行うことを禁じている。

明治側は、大腸菌群が検出された脱脂粉乳について「製造工程中の物で、再利用は認められると想っていた」と釈明している。法に対する基本的な認識に欠けており、食品メーカーとして失格というほかはない。

行われていたはずだ。しかし、実地に生かされなかった。

雪印の集団食中毒事件が思い起こされる。事件の背景には、利益優先の企業体質があったといわれる。

大樹工場で作られた脱脂粉乳が毒素に汚染されていたにもかかわらず、出荷されたことから事件は起きた。当時の工場長らが、脱脂粉乳を廃棄すれば損害が出ると考えたからだ。

仮に明治にも、こうした体質があったとすれば問題だ。消費者の信頼を失ったツバがどれほど大きいのか、同業者として分らないはずはない。

実害がなかったからといって、今回の問題を軽視するようでは困る。ほかにもこの種の事例があったか、社内を総点検し、公表すべきだ。

また道は、法律違反の疑いが強い事例なのに、積極的に公表しなかった。甘い対応だったのではないか。

食の安全・安心が脅かされる問題が後を絶たない。食品にかかわるすべての企業とそこに働く人々は「消費者第一」をいま一度肝に銘じてほしい。

印乳業の集団食中毒事件と酷似している。幸いながら、今回は道の指導で製品が流通せず、実害はなかった。しかし、同事件の教訓が生かされなかったことは、残念でならない。

明治乳業には衛生管理の強化、従業員教育の徹底を求めたい。

問題の脱脂粉乳は昨年九、十月に製造された。出荷前の大腸菌群検査で明らかには、従業員に対する研修なども

資料 5

厚生労働省医薬食品局 殿

2004年11月24日

明治乳業稚内工場における「汚染脱脂粉乳再利用」問題に関する質問事項

明治乳業賃金昇格差別撤廃争議団
団 長 小 関 守

- 1、雪印乳業集団食中毒事件（2000年6月）以降の食品衛生法に関する取扱い基準の変更、及び、見直し等の変遷。
 - ① 脱脂粉乳を総合衛生管理製造過程の承認対象とした経過、及び、明治乳業における脱脂粉乳製造工場のHACCP認証と実態。
 - ② 日本乳業協会作成の「飲用乳の製造の再利用に関するガイドライン」（H13年5月）の開示。
- 2、稚内工場での汚染脱脂粉乳再利用の経緯と厚生労働省、北海道衛生局の対応の経緯。
 - ① 報道によれば、汚染原料再使用の発覚が04年7月。食品衛生法違反の指導が8月。それ以降、9月14日マスコミ報道等となっている。
 - ・ 「再利用発覚」に対し明治乳業は「会社の判断として再利用」と釈明。以前から社内基準で再利用していたことは明白。直ちに情報を公開し、全社的な総点検と実態の公表を指導すべきではないのか。
 - ② なぜ、北海道衛生局、厚生労働省の情報公開が遅れたのか。
 - ・ 再利用発覚からの対応の経緯。
- 3、雪印乳業事件という厳しい教訓の後なのに、食品衛生法に対する厚生労働省と業界トップ企業との認識が、何故、こんなに異なるのか。
 - ① 雪印乳業事件以後の業界への行政指導の経緯と実態。
 - ② 食い違いの原因と責任は、どこにあるのか。
- 4、汚染原料再利用が発覚した稚内工場のHACCP認定申請の取扱いについて。
- 5、明治乳業の社内判断での「汚染原料再利用」であり、全社的にも製造実態が問題となる。今までのHACCP認定はどうなるのか。
 - ・ 厚生労働省は、HACCP認定によって企業内での総合的衛生管理が決定的に改善されていると認識しているのか。
- 6、少なくとも雪印乳業事件以降の明治乳業での原材料使用実態（製造日報など）を総点検し、その実態を公表すべきではないのか。

以上。

資料 6

竜保第1011号
平成17年6月7日

明治乳業争議団 桜井 隆夫 殿

茨城県竜ヶ崎保健所長

任意の情報提供について

平成17年5月31日付請求がありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 当該商品名 明治ブルガリアヨーグルトストロベリー 80g×4
賞味期限2005年3月15日
製造日 2005年2月19日
- 2 生産工場 明治乳業株式会社 守谷工場
- 3 工場出荷日 平成17年3月22日
(2005年)
- 4 期限切れ商品の出荷先及び出荷数量
 - (1) 三條市立保育所 4ケース
 - (2) いなば保育園 4ケース
 - (3) ライフ赤塚店 2ケース
 - (4) ライフエクストラ大泉学園店 2ケース
 - (5) ライフ千川駅前店 1ケース

資料 7

2012年 1月18日

株式会社 明治
代表取締役社長 浅野 茂太郎 殿

食品関連一般労働組合
執行委員長 松下 秀孝

緊急申入れ 放射能汚染に関する件

前回、団体交渉時に提起してあります放射能汚染問題ですが、提起後も粉ミルクからセシウムが検出されており、事態は深刻であります。

下記質問事項は口頭での質疑ですむ問題ではありませんので、書面提出をもって協議に付していきたいと思っております。

記

貴社の学校給食用牛乳及び粉ミルクの放射能汚染が大きく報道されているが、以下の点への回答を求めます。

- イ、自社で原料の放射性物質検査は実施されていると報道されている、これに関連して。
- ・ 自社検査を開始した時期について。
 - ・ 検査している原材料名・製品名、及び、検査方法と検査サイクルについて。
 - ・ 報道によると貴社は、「暫定規制値以下の数値は公表しない」としているが、その理由はなにか。又、貴社は「暫定基準値」以下なら絶対に安全と考えているのか。
- ロ、乳児用粉ミルク「明治ステップ」の放射性セシウム検出に関連して。
- ・ 福島県のNPO「TEAM二本松」から、セシウム検出の通報があったにも関わらず、情報を無視して二週間余も自主検査をしなかった理由と責任をどのように考えるか。
 - ・ 貴社は40万缶の無償交換を発表しているが、実際に交換した缶数はいくつなのか。また、交換して引き取った粉ミルクはどのように保管し、どのように処理するのか。
 - ・ 貴社の発表によると「外気からの空気汚染」というが、使用していたフィルターへの汚染検査は行ったのか。また、フィルターの検査結果の公表は何故していないのか。
 - ・ 汚染されているはずのフィルターの保管及び処理はどうなっているのですか。
- ハ、最も放射性物質の影響を受けやすい、乳幼児や子供たちに提供される粉ミルクや学校給食用牛乳などには、原料の厳しいチェックなど特段の注意が企業にも求められていると考えますが、貴社の認識を示してください。

以上

資料 8

2012年1月

春日部保健所 殿

粉ミルク「明治ステップ」放射能汚染問題の真相究明について

- 1、 学校牛乳に続いて、粉ミルクからも放射性セシウムが検出されたことに、多くの消費者、特に子育て中のお母さんたちの不安は強まり、「どうすれば子供たちを守れるのか、本当のことを知りたい」、など不安の声が強まっています。
- 2、 (株)明治は、NPO法人TEAM二本松から「粉ミルク汚染」の通報を受けながら、二週間も放置していたことで、安全を求める消費者の声を無視する結果となっています。
- 3、 会社は、セシウム汚染の公表と同時に、その原因は「外気による空気汚染」と公表しましたが、放射能問題の学者・専門家などからも「はっきりと原因を究明すべきであり、空気汚染は信じがたい」等の声が聞かれる状況にあります。
- 4、 事故後、春日部保健所が2日間に及んで工場への立ち入り調査を行っています。生産現場の実態、確認されたことなど事実が公表されることで、汚染原因の真相究明は勿論のこと、再発防止も含め消費者の不安・不信にこたえることにもなると考えています。
- 5、 以下の点についての調査結果の情報の開示を求めます。
 - 1)製造工程への外気の取り入れ方法に関して
 - ・外気の取り入れ方法、その設備の構造について。
空気口の位置など、簡単な製造棟の図面説明を求めます。
 - 2)フィルターに関して
 - ・使用フィルターのメーカー名、及び、フィルターの種類について
(株)明治は、フィルターについて「企業秘密」といいますが、これは許されません。
 - ・フィルターの交換サイクルは何日か。
事故当時は交換サイクルの何日目だったのか(正常に機能していたのかどうか)。
 - ・空気汚染ならば、当然ながらフィルターが汚染されています。
原因を確認するためにはフィルター及びその周辺設備のセシウム汚染検査が必要ですが、検査は行ったのか。行ったのなら、その結果の公表を求めます。
行っていないなら、その理由はなぜか(保健所の責任です)。
 - ・放射能に汚染されているはずのフィルターの保管はどうなっているのか。
保管されているのなら、直ちに汚染検査を行うべきです。
破棄したのなら、検査もせずに破棄した理由と、破棄した方法について。
 - 3)粉ミルク製品の無償交換にかんして
 - ・会社は、問題の期間に製造された製品40万缶について「無償で交換」としましたが、実際に交換された数量を行政として把握しているのか。

- ・交換で戻った製品(セシウム汚染)の処理方法の指導・確認はどうなっているのか。
- 4)フィルターや周辺設備等の汚染検査など、原因が究明される前に「空気汚染」との見解を示した会社の態度は問題ではないのか。
- ・行政としてどのように判断し、また指導したのか。
- 5)厚生労働省も、強まる世論のなか暫定基準値の見直しを、4月を目途に進めていますが、「暫定基準値以下だから安全」という考え方が、内部被曝をより深刻化する原因となっていると考えます。
- ・特に、影響の受けやすい子供・幼児への製品を提供する、乳業企業の社会的責任・モラルが厳しく問われる事件ですが、食の安全を守るべき行政としてどのように考えますか。

貴保健所の真摯な対応をお願いします。

以上

資料 9

2012年1月

明治の粉ミルク放射能汚染問題での厚生労働省との対話要旨

○対話者：明治乳業争議団 団長 小関 守

○応対者：厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 課長 補佐

問、粉ミルクの放射性セシウム検出問題を、監督省庁としてどのように把握していますか。

- ・検出が「暫定基準値」以下なので、安全上は問題ないと考えています。
- ・基準値以下の汚染は他にも沢山あります。この件で検査に入ることはありません。

問、暫定基準値以下なら安全というのか。

- ・そのように判断します。原子力安全委員会の判断ですから「安全」だと考えています。

問、それでは、何故「4月からの基準値見直し」が検討されているのか。

- ・見直しは別の課(注：基準審査課)の仕事です。「より安全」のための見直しだと考えます。

問、現状の200ベクレルが100ベクレルとなり、子供向けは50ベクレル、水が10ベクレルへの見直し検討ですが、今まで「安全だ」と言われていた基準はなんだったのか。

- ・これまでの安全基準であり、より安全にするための見直しということです。

問、明治は、いち早く「外気からの空気汚染」の可能性を公表したが、どう考えるのか。

- ・どうでしょうか？ 可能性を述べているのでしょ。しかし、基準値以下のことから、その原因究明や厚労省としての検査は考えていません。

問、使用フィルターのメーカー名、機種の確認と、それらの汚染検査は原因の解明として、絶対に必要だと考えるが、なぜ行わないのですか。

- ・基準値以下のことから必要とは考えません。フィルターの確認などはメーカーに直接行ったらどうですか(厚労省としてはやりません)。

問、メーカーの独自検査体制を義務づけ、暫定基準値以下でも製品ごとの数値を開示させ、消費者の商品を選ぶ権利を保障すべきではないのか。

- ・メーカーに対し自主検査と数値の公表は文書で要請をしています。

問、要請では弱いのではないのか。行政として指導すべきと考えるが。

- ・基準値以下のことですので、指導とはなりません。強く要請をさせてもらっています。

結論

様々な角度から、ことの重大性を訴え厚生労働省としての対応を強く求めましたが、結論として、セシウム濃度が「暫定基準値以下」だから問題ではないとする、国(行政)の見解が全ての対応の前提となっていることです。4月目途の厚労省の「暫定基準値見直し」を含め、子供たちの未来を守るためにも、厚労省など行政への行動を強める必要を痛感します。

以上